

○石巻市職員倫理規程

平成17年 4 月 1 日訓令第112号

(目的)

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公平性及び公正性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 利害関係者 職員が職務として携わる契約、許認可、補助金等の交付、立入検査、不利益処分、行政指導等の事務に関して、当該事務の対象となる事業を行っている法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体（国、他の地方公共団体その他公共団体を除く。）及び個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この規程の適用については、利害関係者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第2号の利害関係者とみなす。
- 3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(職員が遵守すべき行動規準)

第3条 職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。

- 2 職員は、法令、条例、規則その他の規程（以下「法令等」という。）を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 3 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 5 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、利害関係者からの贈

与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

6 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者との接触に関する禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供給接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(10) 利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。

(11) 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者から利益又は便宜の供与を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席するパーティー（飲食物が提供される会合で、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品（市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。）の贈与を受けること。

(3) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(4) 多数の者が出席するパーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

(5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

(6) 職務以外の目的で、共に自己の費用を負担して飲食をすること。

(不当な要求に対する措置)

第5条 職員は、職務の執行に当たり、関係法令等若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正性を損なうおそれがある行為を求める要求を受けたときは、石巻市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成17年石巻市告示第243号）の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(私的關係と交際の基準)

第6条 職員は、私的な関係（職員として身分にかかわらない関係をいう。）がある者であって、利害関係者に該当する者が主宰し、又は参加する会合、社会貢献活動、地域活動等の場において利害関係者と同席し、又は行動を共にする行為は、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(倫理監督者)

第8条 この規程の趣旨を徹底し、綱紀の肅正を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、総務部長をもって充てる。

3 倫理監督者は、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

(1) 綱紀の保持に関して、所属長を指導すること。

(2) 綱紀の保持のため、組織のあり方、研修のあり方、職場環境の改善等に関して方策を講ずること。

(3) 職員がこの規程に違反した場合、当該所属長に対し、事実調書等の提出を指示すること。

4 倫理監督者は、総務部人事課長にこの規程で定める職務の一部を行わせることができる。

(違反に関する措置)

第9条 この規程に違反する行為があったと認められる場合においては、懲戒処分、訓戒等を含む人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。